

「住む人にやさしいまちづくり」を目指して

コープみらい と共催で、講演会・懇談会を開催

2月20日、生活協同組合コープみらいとの共催による「住む人にやさしいまちづくり」地域で共に暮らすくをテーマにした講演・懇談会が行われ、約50名の方が参加されました。

障害者差別解消法とは？

佐久間水月 弁護士



この法律は、平成28年4月1日に施行されます。正式

名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。障害のある人への差別をなくすことで、障害のある人もない人も、ともに生きる社会を作ることを目指しています。

●差別的取り扱いの禁止

国・地方公共団体等及び民間事業者は、法的義務が生じます。

●合理的配慮の不提供の禁止

合理的配慮とは、簡単に言うと、ちょっとした優しい工夫をすることです。

合理的配慮を提供することに ついては、国・地方公共団体等は法的義務、民間事業者は努力義務となっています。



リレートーク

「佐倉市手をつなぐ育成会」

は佐倉市在住の障がいのある人と親の会です。障がいも、価値観、願いも様々ですが、この佐倉の地で「安心して希望を持って自分らしく暮らすことができるようにするにはどうしたらよいか」を考え、ともに活動をしています。

高井久美子さんは、息子さんとさくらんぼ園、佐倉幼稚園、白銀小学校と地域での通園・通学の経験を話され、たくさんの方とふれあって、これからも生き生きと暮らしていきたいと結ばれました。

地域の中で障がい者が自立して働き続けられることを目指し、就労支援を進めている「生活クラブ風の村とんぼ舎さくら」小笹山徹也さん一人ひとりに合った仕事の分担と働き甲斐が得られる職場づくりのため、メンバーの定期的な支援の見直しを行っています。家族の意向を確認するときでも、必ず本人に同席してもらい、本人の意思・選択を重視します。

さらに3年が過ぎた今、改訂に至った経緯が報告されました。

懇談会



懇談会では、住民、学校、民生委員、市議会議員、障がい者支援団体、事業者などそれぞれの立場から、取り組みや課題などを話し合いました。

心に響く話の数々に、障がいがある方や家族を地域で見守り、支援していきたいと強く感じました。



福祉マップについて「千代田地区社協」山下聡子さん

9年ほど前、車いすに乗って地域を回り、車いすで買える物ができる店、車いすで入れるトイレの地図を作ろうと行動したのがきっかけです。

「住む人にやさしいまちづくり」をテーマに、平成24年に福祉マップが誕生。そして

地域の中で障がい者が自立して働き続けられることを目指し、就労支援を進めている「生活クラブ風の村とんぼ舎さくら」小笹山徹也さん一人ひとりに合った仕事の分担と働き甲斐が得られる職場づくりのため、メンバーの定期的な支援の見直しを行っています。家族の意向を確認するときでも、必ず本人に同席してもらい、本人の意思・選択を重視します。

船越クリニック

● 内科 ● 外科

〈診療時間〉午前9時～12時 午後2時～4時
〈休診日〉日曜・祝日・木曜

● 血液透析

月水金：午前7時半～午後10時
火木土：午前7時半～午後4時

☎043-463-5671 佐倉市生谷1575-2

車を買ったら、車を買換えたら、自動車保険はお任せください。

あいおいニッセイ同和損害保険(株)

(株) 保険コミュニケーション

泰 亮 三

佐倉市生谷 1568-22
TEL・FAX：043-487-7099
携 帯：090-3686-7279
hata-hoken@catv296.ne.jp

あいはら表具店

襖 新規 表具 張替

内装 クロス・カーテン工事 内装一般

佐倉市畔田 316-3
三代目 栗飯原正直
☎487-0049 FAX487-0586

上野整形外科

(休診日) 木曜・日曜・祝日

一日4便うすい駅、ヤオコー、なごみの米屋(王子台6丁目)、王子台小、南臼井台まで無料乗り合いタクシーがごさいます。

TEL：043-488-0511